

阿波市老朽危険空き家・空き建築物除却支援補助金事務の流れ

阿波市老朽危険空き家・空き建築物除却支援事業補助金（最高 60 万円）を申請される方は、1～7の順番での手続きをお願いします。

1. 事前相談

住宅課に事前相談を申し込んでください。

お話を伺い、事前相談の空き家・空き建築物が、補助対象物件に該当するか確認します。

※空き建築物の場合は、除却後土地の利用がポケットパークもしくは近隣のための無料駐車場など地域活性化に資する利用を通算 1 年間誓約していただきます。

2. 補助金申請

補助対象物件に該当する場合は、事前相談後に、連絡しますので、以下の必要書類を添えて、住宅課へ申請してください。

●阿波市老朽危険空き家・空き建築物除却支援事業補助金交付申請書

（様式第 1 号）

●空き家判定業申込書（様式第 2 号）

●建物概要書（様式第 3 号）

●建物の所有者が確認できる書類

・建物の付近見取り図

▲所有者の同意書（申請者と所有者が異なる場合）

・補助事業実施計画書（様式第 4 号）

●解体工事見積書の写し

・建物平面図（対象箇所を明示したもの）

・写真

●建設業の許可又は解体工事業の登録を受けていることを証する書類の写し

●その他市長が必要と認める書類（誓約書及び市税完納証明書等）

解体業者

市税完納証明書：税務課

なお、解体工事を行う施工者は、次のいずれかの者で阿波市内に本店、支店等の事業所を有するもの（個人事業者を含む。）に限ります。

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けた者

イ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21

条第1項に規定する登録を受けた者

3. 補助金交付決定通知書の送付

老朽危険空き家・空き建築物除却支援事業補助金交付決定通知書（様式第5号）をお送りします。

4. 工事着手

老朽危険空き家・空き建築物除却支援事業補助金交付決定通知書（様式第5号）が届いてから、工事に着手してください。

工事内容を変更する場合、変更申請書（様式第6号）の提出が必要です。

工事を中止又は廃止する場合は、中止（廃止）承認申請書（様式第8号）の提出が必要です。

5. 実績報告

工事が完了したときは、完了の日から30日以内又は、令和9年3月13日のいずれか早い日までに、以下の必要書類を添えて、住宅課へ実績報告してください。

●阿波市老朽危険空き家・空き建築物除却支援事業完了報告書（様式第9号）

●請負契約書の写し（※契約書は金額に応じた印紙を貼付した契約書であること）

●請求書及び領収書の写し（解体工事を行った施工者が発行したもの）

●工事写真（施工前、しゅん工時、分別解体時等の補助事業の内容が確認できるもの）

●産業廃棄物管理票（マニフェスト）E票の写し

●産業廃棄物収集運搬許可証の写し

●産業廃棄物処分業許可証の写し

●アスベスト事前調査結果報告の提出確認票

・その他市長が必要と認める書類

解体業者

6. 補助金交付確定通知書の送付

老朽危険空き家・空き建築物除却支援事業補助金交付確定通知書（様式第10号）をお送りします。

7. 補助金の請求

老朽危険空き家・空き建築物除却支援事業補助金交付請求書（様式第11号）を住宅課へ提出してください。

約1か月後に、ご指定の口座へ補助金を振り込みます。

以上が、阿波市老朽危険空き家・空き建築物除却支援事業補助金手続きの流れとなります。

事業の詳細、ご不明な点等につきましては、住宅課まで、お問い合わせください。